

訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が令和6年4月から引き下げられた。身体介護、生活援助などを行う訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、閉鎖・倒産するなど、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れているものとする。仮に処遇改善加算で職員の賃金を引き上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを維持することはできない。

厚生労働省の調べによると2022年の介護職員の平均月収は29万3千円で、全産業平均と比べて7万円ほど低く、ホームヘルパーの有効求人倍率は15.5倍と高水準となっており、特に訪問介護は人手不足が深刻になっている。

令和5年の本市の高齢化率は23.4%と高く、また2市2町が合併し、島しょ地域を抱えるなど、市域が広いうるま市においては、訪問介護事業は必要不可欠である。今回の改定で人手不足がより深刻化し、サービスに制限がかかることになれば、地域で必要なサービスを受けられない「介護難民」の増加が懸念される。

よって、政府が方針として掲げる、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進できるよう、訪問介護事業所の経営やホームヘルパーの待遇を悪化させる訪問介護費引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣